

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	大阪市東成区選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	東成区役所総務課選挙・統計担当	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法（以下「公選法」と言う。）等関連法令に基づく選挙、投票の執行	
記録項目	1 国籍、2 住所、3 氏名、4 生年月日、5 続柄、6 世帯主、7 登録年月日、8 登録時抄本登録番号、9 投票区、10（選挙人名簿）登録状況、11住民異動にかかる年月日（市届出日、住定日等）、12表示・表示削除年月日及び理由、13出力制限事由等、14裁判員・検察審査員予定者情報	
記録範囲	・大阪市の東成区に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日（他の市町村からの転入者で住民基本台帳法に基づく転入届をしたものについては、その届出をした日）から引き続き3箇月以上大阪市の住民基本台帳に記録されている者 ・大阪市内から住所を移した選挙人のうち、その者に係る住民票が作成された日から引き続き3箇月以上大阪市の住民基本台帳に記録されていた者であって、大阪市内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しない者 ※選挙人名簿登録のための調査情報・年齢満17年の者の調査情報を含む。	
記録情報の収集方法	・基本的事項については公選法第21条、第29条第1項により区長から収集 ・失権者については公選法第11条 第3項、同法施行令第1条の3により本籍地および前住所地選挙管理委員会から収集 ・要支援者情報については東成区保健福祉センター・住民情報担当等から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	大阪地方裁判所及び大阪第一～四検察審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	・公選法第24条に基づき、選挙人は選挙人名簿の登録に関し不服があるときは選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。 ・公選法第29条に基づき、選挙人は選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは選挙管理委員会に名簿の修正に関し調査の請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	大阪市選挙管理委員会においても必要に応じて参照可能	